

市町村向け農業参入マニュアル作成等業務委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「市町村向け農業参入マニュアル作成等業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

少子高齢化の進展による農家戸数の急速な減少に伴い、各地域での担い手不足や不在化が懸念されており、地域外からの担い手の誘致・確保が必要である。

その対策の1つとして、他産業からの農業参入の誘致を図るにあたり、受け入れを行う市町村の理解促進を図るため、市町村向け農業参入マニュアルの作成や、市町村担当者向けの勉強会等を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

市町村向け農業参入マニュアル作成等業務委託

(2) 業務概要

別紙「市町村向け農業参入マニュアル作成等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 契約上限額

1,788,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 支払方法

精算払

5 企画提案競技実施の広告方法

宮崎県ホームページにより告知

6 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件の全てを満たすものとし、その旨の誓約書（別紙3）を提出すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

(3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国または宮崎県から入札参

加資格停止の措置を受けていない者。

- (4) 県税に未納がない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 スケジュール

- (1) 実施公告 令和5年6月23日（金）
- (2) 企画提案競技参加申込み 令和5年6月30日（金）午後5時まで
- (3) 質問票受付期限 令和5年7月 3日（月）正午まで
- (4) 企画提案書提出 令和5年7月 7日（金）午後5時まで
- (5) 審査結果通知 令和5年7月中旬頃

8 企画提案競技について

(1) 企画提案競技への参加申込み

- ① 提出期限：令和5年 6月30日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出先：宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
参入支援・人材対策担当
（宮崎県庁1号館6階）
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-32-4465 F A X：0985-26-7404
メールアドレス（代表）：ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp
- ③ 提出方法：持参、郵送、F A X又は電子メール
- ④ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙1）、誓約書（別紙3）
- ⑤ その他：参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日2日後以降（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせする。

なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙4）を持参または郵送により提出する。

(2) 企画提案競技にかかる質問について

本業務について質問がある場合は、令和5年7月3日（月）正午までに8（1）

②の担当課まで質問票（別紙2）を提出すること。

質問の内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(3) 企画提案書の提出について

下記のア及びイの書類を1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は

1社1案とする。

ア 企画提案書（A4版）

（ア）市町村向け農業参入マニュアルの構成イメージや勉強会等の実施内容

（イ）業務構成概要

（ウ）事業計画書

（エ）事業スケジュール

（オ）会社概要および事業実施体制

（カ）過去の業務実績（類似製品等ある場合はその内容のわかる物も提出）

イ 見積書及び見積明細書

（ア）業務委託の積算内容がわかるように記載すること。

（イ）本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。

（ウ）見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 提出部数 6部

エ 提出期限、提出先、提出方法

（ア）提出期限：令和5年7月7日（金）午後5時まで（必着）

（イ）提出先：宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
参入支援・人材対策担当
※住所等は、8（1）②を参照。

（ウ）提出方法：持参又は送付（送付にあっても、令和5年7月7日（金）午後5時必着とする。）

（4）審査方法・基準

企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査については別に定める審査基準表に基づき行うものとする。

ア 審査手順

書面審査とし、提出された企画提案書を審査員が審査し、優良提案を1件選定。

イ 審査基準

別添審査基準表のとおり

（5）審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面で通知する。

（6）契約の締結等

ア （4）アの審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

イ 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定範囲内で随意契約を行う。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

オ 契約手続きに要する経費は業者負担とする。

(7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

ウ 同一人が2件以上の提案を行ったとき。

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき。

オ 見積もりの金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

(8) 著作権及び複製権

制作した成果品の著作権及び複製権は、全て県に帰属するものとする。

(9) その他

ア 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者が負担する。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 業務実施に当たっては、県と緊密な連絡を取りながら進めることとし、疑義が生じた場合には、直ちに協議することとする。

エ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 担当課（問い合わせ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課

参入支援・人材対策担当（担当：穂満）

電話 0985-32-4465

FAX 0985-26-7404

E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp